

定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ナ・デックスと称し、英文では、NADEX CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気機器および材料の製造、販売、取付工事、設計請負ならびに代理業
- (2) 各種溶接機器および材料の製造、販売、取付工事、設計請負ならびに代理業
- (3) 電気および溶接工事の施工、設計請負ならびに代理業
- (4) 各種高圧ガスおよび医療用ガスの販売ならびに代理業
- (5) 建築工事の施工、設計請負ならびに代理業
- (6) 医療機器の製造、医療用機器の販売
- (7) 毒物、劇物の販売
- (8) 物品のリース業
- (9) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介および管理
- (10) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (11) 生命保険の募集に関する事業
- (12) 貨物輸送事業
- (13) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,012 万 5,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 1 2 条 当社の定時株主総会は、毎年 7 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 3 0 日とする。

#### (招集権者および議長)

第 1 4 条 当社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 当社の取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第 1 6 条 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第 1 7 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 当社の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 当社の取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第27条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

- 第32条 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第33条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

- 第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報 酬 等)

- 第35条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

- 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第37条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 当社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息を付けない。

(附 則)

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

|    |            |    |            |
|----|------------|----|------------|
| 制定 | 1950年10月3日 | 改定 | 1988年7月19日 |
| 改定 | 1990年7月24日 | 改定 | 1992年1月28日 |
| 改定 | 1994年7月19日 | 改定 | 1995年7月27日 |
| 改定 | 1996年7月30日 | 改定 | 1997年7月29日 |
| 改定 | 2002年7月23日 | 改定 | 2003年7月29日 |
| 改定 | 2004年7月27日 | 改定 | 2006年7月25日 |
| 改定 | 2009年7月28日 | 改定 | 2015年7月28日 |
| 改定 | 2016年6月10日 | 改定 | 2022年7月26日 |